

令和5年4月から

# 上三川町犯罪被害者等支援条例

が施行されました

理不尽な犯罪に巻き込まれ、身体的・精神的被害に苦しんでいる犯罪被害者やその家族、遺族の方々には被害の状況に応じた適切な支援が必要です。

この条例は犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、支援することを目的としています。

## ～周囲の人たちの理解と配慮が大切～

周囲の人の言動によって、犯罪被害者等は励まされたり、逆に傷ついてしまうこともあります。犯罪被害に遭った人に接するときには、彼らが置かれた状況や心情を理解し、その人の気持ちに寄りそって配慮するようにしましょう。



## ～上三川町ができるサポート～



### 心身の不調

眠れない  
食欲不振 等



### 加害者からの 更なる被害

加害者や  
その家族らの  
不誠実な言動

### 周囲の言動 による傷つき

SNS での誹謗中傷  
無責任な噂話 等

### 生活上の問題

二次被害  
失業・休職 等



## ○総合的窓口の設置

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係機関や団体に関する情報提供・橋渡しなどを行う総合的対応窓口を地域生活課に設置しています。

## ○居住の安定

犯罪被害等により従前の住居に居住することが困難となった場合など、一定の条件において町営住宅への入居資格を緩和します。

## ○見舞金制度(経済的支援)

犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、見舞金を支給します。

・遺族見舞金 30万円

対象：犯罪被害者のご遺族

・重傷病見舞金 10万円

対象：犯罪行為により重傷病を負った町民

※支給には一定の要件があります。

## ○安全の確保・防犯対策事業

上三川町では、防犯対策事業として次の支援・活動を行っています。

### ◇特殊詐欺撃退機器購入費補助金

・補助額：購入費の2分の1(上限5,000円) ・対象：上三川町に住む65歳以上の方  
※購入から1年以内の申請 など他にも要件があります。詳細はお問い合わせください。

### ◇警察官による防犯講話

町と下野警察署では、地域のミニサロンなどで防犯講話を行っています。

地域に犯罪を寄せ付けない防犯意識の向上のための『警察官の講話』を希望する場合は、地域生活課生活係までご連絡ください。

## ～関係機関・連絡先～



下野警察署

0285-52-0110

24時間

事件・事故等

緊急を要する場合は110番

公益社団法人

被害者支援センターとちぎ

028-643-3940

月～金 10:00～16:00

※祝日・年末年始を除く

性犯罪被害者相談電話

0120-363-339

(#8103)

24時間

性犯罪に関する相談

DV相談ナビ

#8008

24時間

配偶者からの暴力などの悩み

とちぎ性暴力被害者サポートセンター  
(とちエール)

028-678-8200(#8891)

月～金 9:00～17:30

土 9:00～12:30

※祝日・第2土曜日・年末年始を除く

県民相談室

028-627-9110

24時間

犯罪等による被害の未然防止  
に関する相談



## ～かみたんメール～

上三川町に関する情報をメールで配信し、  
皆さまの毎日の暮らしをサポートします。  
登録は下のQRコードから。



PC・スマホ専用



フィーチャーフォン(ガラケー)専用

## ～上三川町消費生活センター～

悪質商法や契約でのトラブルなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどを消費生活相談員が受け付けます。  
困ったときはお気軽にご相談ください。

TEL 0285-56-9153

FAX 0285-56-6868

場所 役場1階 地域生活課内

月曜日～金曜日 9:00～12:00

13:00～16:00

(祝日・年末年始を除く)

消費者ホットライン  
局番なし  
188

【問い合わせ先】

上三川町 地域生活課 生活係(役場1階)

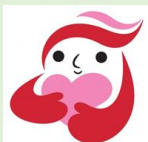
TEL:0285-56-9129

FAX:0285-56-6868

E-mail: [seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp](mailto:seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp)

月～金(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョウとちゃん」

